

東京都児童福祉施設の設備及び運営 の基準に関する条例 第4条第1項

知事は、最低基準を常に向上させる

よう努めるとともに、その監督に属する児童福祉施設に対し、東京都児童福祉審議会の意見を聴いた上で、最低基準を超えて、設備及び運営を向上させるように勧告することができる。